

令和7年度静岡県NPOと地域コミュニティとの連携事業モデル創出業務委託
企画提案募集に関する質問への回答

(令和7年6月30日更新)

	質問	回答
1	(記載書類名：仕様書(案) ページ：2) 第4 委託料・経費負担等 委託対象経費(下表)：賃金、ボランティア活動費、謝金 活動には自治会の方々に加えて、当法人の理事も大いに関わることになります。活動自体の運営、そしてワークショップなどの講師もおこなうことになると考えています。当法人の理事をはじめとした構成員への賃金・謝金の支払いも可能ですか？ 具体的には、以下のように考えております。 ・当法人の理事、理事以外の構成員、及び連携相手となる自治会の構成員(役員を含む)がイベント等の運営スタッフとして従事したことに対する賃金 ・当法人及び連携相手となる自治会の構成員以外の者がイベント等の運営スタッフとして従事したことに対するボランティア活動費 ・当法人の理事がイベント等における講師を担ったことに対する謝金 (追加質問) ・当法人や連携する自治会の役員・スタッフへの賃金が発生した場合、領収書、業務報告書以外に何か追加で提出する必要がある書類はありますか？	お示しの事例では、各構成員について、領収書・業務日報等から該当のイベント等に直接必要な経費であることが特定できる場合は委託対象経費となります。 その他、以下の事項にご留意ください。 ・貴法人がイベント等の運営スタッフを労働者として雇用する際は、労働関係法令等を遵守する必要があります。労働者として雇用をせず、ボランティア活動費や謝金として支払うことも考えられますので、実態に即していずれの形態が適切か、ご検討ください。 ・理事への謝金等の支払いにおいて法人と該当理事との利益が相反する場合、法人に不利益が生じないよう、法人内の意思決定等において適切な手続きを行うようにしてください。 労働者の雇用、ボランティアの受け入れ等における実務的な手順等はFNCにご相談いただくことをお勧めします。 ・仕様書では添付書類の例として「領収書・業務日報等」を挙げておりますが、該当の経費について、各スタッフが本事業に直接従事したことに対して適切に支払われたことが特定できるものであれば、添付書類の種類は問いません。 (ご提出いただいた書類に不明点等が

	・賃金、謝金の支払金額について、何か参考となる資料や基準はありますか？	ある場合、個別に確認させていただいたり、追加書類の提出をお願いする可能性があります。) ・各構成員を労働者として雇用する場合は、最低賃金法の定める金額が一つの基準となると考えます。 講師や有償ボランティアとして受け入れたスタッフへの謝金等の金額については、FNCにご相談ください。
2	(記載書類名：仕様書(案) ページ：1) 第3 業務の内容 1 地域コミュニティと連携して取り組む事業 「静岡県内の…(中略)…連携し、<u>新たに…(中略) 取り組む事業</u>」とは、過去に連携したことのある地域コミュニティと再度連携して行う事業は対象外ですか。	過去に連携したことのある地域コミュニティと行う事業であっても、今回取り組む事業の内容が、全く新しいものであったり、アップデートされているような場合は対象となる可能性があります。 一度、担当までお問い合わせください。